

# 千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要 (令和3年千葉県規則第11号)

令和3年4月  
総務部税務課

## 1 改正理由

令和2年度税制改正に伴う地方税法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

## 2 改正内容

### (1) 納税証明書の交付に関する様式整備

競争入札参加資格審査申請に用いる納税証明書の交付請求書について、全国統一様式が定められたことから、本県の規則様式として定めることとした。

(別記第39号様式関係)

### (2) ゴルフ場利用税の非課税措置に関する様式改正

東京オリンピック競技大会を含めた国際競技大会のゴルフ競技及びその公式練習に参加する選手への非課税措置が講じられたことから、所要の調整を行うこととした。

(別記第97号様式関係)

### (3) その他

地方税法の改正に伴う条項の移動等、所要の調整を加えることとした。

(別記第56号様式、別記第100号様式関係)

## 3 施行期日

令和3年4月1日

## 4 意見公募手続について

上記2については、いずれも様式を整備するものであり、「他の法令又は条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として規則で定めるものを内容とする規則等を定めようとするとき。」(千葉県行政手続条例(平成7年千葉県条例第48号)第38条第4項第8号)に該当するため、意見公募手続を実施しなかった。